

ライシテとは何か？ ③

天理教リヨン布教所長
藤原 理人 Masato Fujiwara

これまでライシテの意味について概略してきたが、2003年シラク大統領が招集した「共和国におけるライシテ原則の適用に関する検討委員会」（委員長の名を取って通称スタジ委員会と呼ばれる）による報告書⁽¹⁾に書かれたライシテの原則を見たい。2004年、この報告書を元にいわゆるスカーフ禁止法が採択された。10年以上も前のものであるが、非常に示唆に富んだ内容であり、現在に通じるものも多い。この報告書は4部構成になっている⁽²⁾。

第1部 ライシテ、普遍的原理、共和国の価値

第2部 フランス式ライシテ、経験主義的に適用される法的原則

第3部 ライシテの挑戦

第4部 人々をまとめる確固たるライシテの主張

報告書の本旨である後半部分は今後再登場することになると思うが、今回はライシテの意味を考える上で、第1部からその原則をまとめてみたい。以下「 」でくられた文はすべて報告書からの引用である。

まずライシテは基本的に政教分離の射程に収まるものではないとして、次のように述べられる。

「フランスの考え方として、ライシテは単なる国家と宗教、政治と宗教世界の分離を担う『境界管理人』ではない。」(15頁)

続いて男女の平等が共和国の価値観として示される。男女平等が抽出されるのは、スカーフや性差別問題が宗教の教えに由来するという考え方によると思われる。ライシテはそうした宗教の規律に代わって遵守されるものではなく、社会の共有価値を守る義務を有するのはあくまで国家であるという。とはいえ、ライシテはその義務の履行を国家に要求できるものであり、共和国の価値観と不可分の存在である。

「ライシテは社会における全市民統合の酵母であると言える。アイデンティティを保持する権利の承認と、個人の信仰を社会の中で成立させるために必要な努力とを調和させるものである。多様な文化や民族を持つ社会において市民権を学ぶことは、共に生きる方法を学ぶことでもある。国民統合、共和国の中立、多様性の容認を相互に結び付けつつ、ライシテは個別の伝統的な共同体枠を超えて、友愛で結ばれた共同体を形成し、共和国を成すイメージ、価値、理想、意志の総体を創出するものである。」(18頁)

そして、公秩序を順守する限りにおいて、宗教者であっても社会問題に介入できるし、自由な宗教表現が保障されるのであるが、国家が信仰の世界に介入しないのと同時に、宗教は政治力を持つことができない。

「宗教者や霊性指導者は国家へのあらゆる干渉を控えるべきであり、政治的側面を放棄しなければならない。ライシテは、自身の原理原則を用いて社会制度や政治組織を支配しようとする宗教の思考体系とは相容れないものである。」(13頁)

このように、世俗化 Sécularisation と違い、ライシテは国家と宗教の分離を基軸にしているが、両者の間に生きる市民の立場は微妙であるが故に、個人は保護されるべきであるとする。

「表現や宗教のみならず信仰の自由を保障するライック（「laïque」引用者記）な国家は、個人を守る。全市民に宗教を選び、それを変え、棄教する自由を与える。また、いかなる団体や共同体にも、特にその出自によって、宗教的アイデンティティや帰属

を強要させる権利を与えない。そして、宗教上の規定や霊的な指示によってなされる倫理的、物理的な圧力から個人を保護する役割を担っている。現代において、強制的な勧誘から信教の自由を保障することは、1905年法で定められた国家の中立性と政教分離という基本姿勢を補完する役割を担っている。」(14頁)

信教の自由もあり保護の対象でもあるが、国家や宗教団体同様に、個人にも権利と義務の両立が要求される。

「ライシテは、国家の中立性に留まるものではない。尊敬、保障、責務、共生がその重要な原則である。これらが国家、宗教そして各個人に対する義務と権利を構成している」(12頁)。

「ライシテは、各個人にも努力を要求する。市民はライシテによって信教の自由を獲得したが、反面、全市民が共有する公共空間を尊重しなければならない。国家に中立性を要求することと、特に教育の場において、激しい勧誘行為を顕示することは、両立しがたいであろう。宗教的に特徴ある表現を公の場に調和させ、アイデンティティの表明に限度を設けることは、共同空間における全市民の交流を可能にする。」(16頁)

ライシテによって、宗教的表現が民主主義的な形で自由に行われる場合と、不当に公的空間を支配しようとする形で表現される場合とを峻別できる。つまり、公共空間における信仰表現には節度が必要で、度を越えた帰属表明は激しい勧誘行為とみなされうるから、そうならない努力が必要だということである。

そしてその努力には司法的な意味合いも含まれてくる。

「ライシテには、共生を可能にするという意味においても、宗教教義と社会を管理する法律とが共存するための解釈の努力が必要とされる。」(16頁)

このように、ライシテには政教分離、国家と宗教の分離という大きな枠組みがあるとはいえ、国家、宗教、個人のそれぞれの努力の上に成り立つものであり、そうなれば当然それぞれの立場や時局に応じた解釈の相違から様々な問題が生じてくる。共和国の価値観と、多様な文化背景や宗教を持つグループとの間に軋轢ができるゆえんである。前号の終わりにライシテが国民統合や社会統合と結びつく、と書いたが、「多様性が統一かという相反する力学を、どこで、いかにして調整するか、という問いに、すべては収斂してゆくのである」⁽³⁾と工藤庸子が述べているように、現代フランスにおけるライシテは多様性の容認と統一的な共和国精神の順守の狭間で重要な転機を迎えているといえるかもしれない。報告書もこう結んでいる。

「そうした意味で、危険は二重にある。共同体的な感情が、硬直した『コミュニタリズム』にエスカレートした場合、現代社会は断片化の危険にさらされる。その逆に、実体を伴わぬ『共和国契約』という言葉を呪文のように掲げ、多様性や多元性を否定することは、虚しいふるまいである。今日のライシテは、社会の多様性を尊重しつつ統一性を作りあげるといった挑戦を引きうけなければならないのである。」(18頁)⁽⁴⁾

(1) Commission de réflexion sur l'application du principe de laïcité dans la République, Rapport au Président de la République, le 11 décembre 2003. 共和国におけるライシテ原則の適用に関する検討委員会、共和国大統領への報告書、2003年12月11日

(2) 工藤庸子『フランスの政教分離』（東京、左右社、2009年）より訳語を拝借した。

(3)、(4) 工藤庸子、同上、17頁。